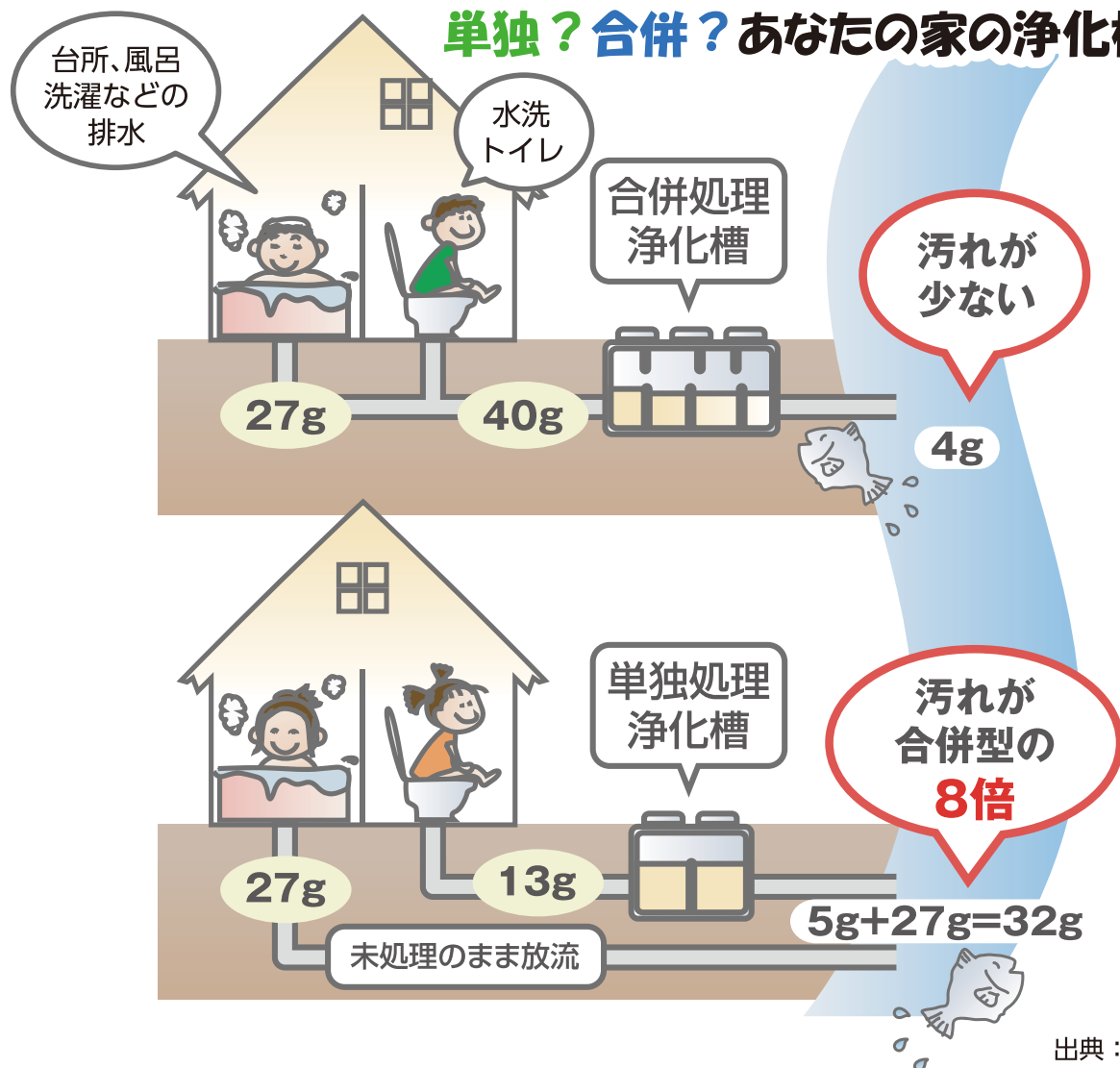


～単独処理浄化槽やくみ取り式トイレをお使いの方へ～ 合併処理浄化槽への設置替えをお願いします！

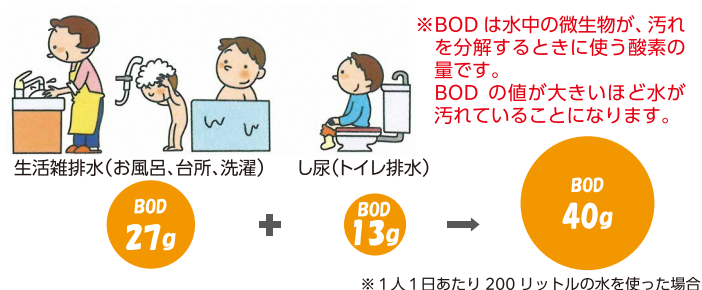
水質汚濁の主な原因は生活排水です。単独処理浄化槽やくみ取り式トイレをお使いの家庭では生活雑排水はそのまま川などへ流れてしまいます。きれいな川や湖を守るためには、すべての生活排水を処理して流すことが大切です。

単独？合併？あなたの家の浄化槽はどっち？



出典：環境省浄化槽サイトより

生活排水に含まれる汚れ（1人1日あたり）



浄化槽設置費補助制度

合併処理浄化槽を設置する人を対象に補助金を交付する制度です。

対象・条件など

- ・対象地域は下水道の計画のない地域です。
 - ・申請する人が居住する住宅の浄化槽に限ります。
 - ・申請の受付は先着順です。
- 予算がなくなり次第終了します。

補助金額

建物の建築を伴わず、既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽に設置替えをするものに、本体工事・宅内配管工事・撤去工事の費用を補助します。

人槽区分	本体工事費	宅内配管工事費	撤去工事費 ①くみ取り槽 ②単独処理浄化槽	合計額(上限額) ①くみ取り槽 ②単独処理浄化槽
5人槽	360,000円	300,000円	① 90,000円 ② 120,000円	① 750,000円 ② 780,000円
6～7人槽	462,000円			① 852,000円 ② 882,000円
8～10人槽	585,000円			① 975,000円 ② 1,005,000円

問い合わせ先

湖西市役所 廃棄物対策課
(環境センター)

電話 053-577-2255

FAX 053-577-3253

E-mail haitai@city.kosai.lg.jp

浄化槽の点検・清掃・検査は 法律で義務付けられています

● ● ● 保守点検を定期的に行いましょう ● ● ●

(浄化槽法第10条)

〈実施するには〉

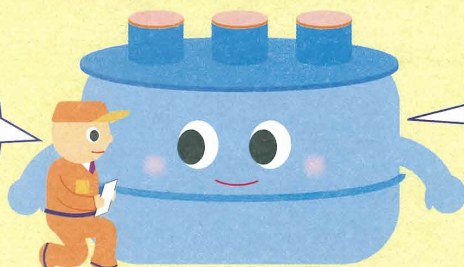
市の登録を受けた保守点検業者へ依頼してください。

保守点検業者に関するお問い合わせ

裏面お問い合わせ先または

静岡県浄化槽協会 西遠支部

TEL.053-540-6248



〈保守点検とは〉

モーターなどの点検、
浄化槽の機能検査、
汚泥の調整、
消毒薬の点検補給

《罰則》 浄化槽の保守点検を規定どおり行わない場合、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。(浄化槽法第62条)

● ● ● 清掃を定期的に行いましょう ● ● ●

(浄化槽法第10条)

〈実施するには〉

各地域を担当する
浄化槽清掃業者へ
依頼してください。

不明な場合は裏面
お問い合わせ先まで。



〈清掃とは〉

浄化槽内に溜まった
汚泥・スカムなどを
引き抜き、槽内を
きれいにします。

年1回以上実施して
ください。

《罰則》 浄化槽の清掃を規定どおり行わない場合、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。(浄化槽法第62条)

● ● ● 法定検査を受けましょう ● ● ●

(浄化槽法第7条・11条)

〈実施するには〉

県知事が指定した
検査機関へ依頼してください。

(一財)静岡県生活科学検査センター
TEL.054-621-5030



〈法定検査とは〉

公的機関による
水質に関する検査

初回(7条)検査

使い始めてから
3~8ヶ月の間

2回目以降(11条検査)

年1回

《罰則》 浄化槽の法定検査が実施されていない場合、30万円以下の過料に処せられることがあります。(浄化槽法第66条の2)